

## 令和健康科学大学委員会委員の任期の特例に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、令和4年4月1日の開学に当たり、令和健康科学大学が設置する委員会が円滑に活動を行うため、委員の任期について特例を設けるために定めるものである。

(任期)

第2条 令和健康科学大学に設置される委員会の委員の任期は、各委員会の規程に関わらず、学長が指名した者限り1か年とすることができる。

2 第1項の委員が、改めて再任された場合の任期は2か年とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。